平成２２年（フ）第７１５２号
東京都足立区扇２丁目８―22―404
債務者　山下　　康
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１５３号
東京都江戸川区新堀１丁目22―４―205
債務者　原田　亮司
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３１５３号
福岡県糸島市二丈深江1937番地９
破産者　ハマホームこと　濱﨑　義男
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７４号
岩手県花巻市本館238番地９、破産開始決定時の住所岩手県花巻市浅沢71番地２
破産者　小野寺テル
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条１項の申立てを相当と認める。
盛岡地方裁判所花巻支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２１号
群馬県前橋市元総社町88番地
破産者　株式会社今泉製作所
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２７１号
埼玉県川口市前川１丁目14番６号
破産者　丸宇土地建物株式会社
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１２５号
茨城県常総市内守谷町5819番地
破産者　株式会社草間鉄工所
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成１９年（フ）第１８０９４号
東京都中央区銀座８丁目12番７号
破産者　トリフォ株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１２１号
東京都千代田区紀尾井町４番５号
破産者　株式会社港興産
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５３２号
千葉県浦安市美浜１丁目４番1404号
破産者　有限会社ＦＡＬＣＯＮ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第１０８号
滋賀県長浜市八島町888番地２
破産者　有限会社ＴＩＣ
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２０年（フ）第１９０８号
神戸市中央区元町通６丁目５番８号
破産者　兵庫貿易株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３３号
神戸市灘区泉通４丁目１番４―101号
破産者　有限会社オフィスエムジージェイ
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６００号
和歌山県橋本市小峰台１丁目33番地の６
破産者　堀畑設備株式会社
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第７０５号
和歌山市茶屋町20番地
破産者　有限会社タバタ電材商会
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５１７号
和歌山市吹屋町３丁目37番地
破産者　有限会社こすもす整骨院
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６４７号
群馬県前橋市箱田町1242番地４
破産者　狩野　朋丸
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第９３９号
埼玉県戸田市喜沢１丁目50番地の１メイトハイツ205号室、破産開始決定時の住所埼玉県戸田市中町１丁目17番地の７リベラル２―301号室
破産者　西原　宗八
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係